居宅介護支援 重要事項説明書

合同会社ななかまど
ケアプランセンターななかまど

１　担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）.....2

２　事業者（法人）の概要.....2

３　居宅介護支援事業所の概要.....2

４　事業の目的及び運営の方針.....3

５　居宅介護支援の内容.....3

６　利用料金.....5

７　相談・苦情の窓口.....6

８　秘密保持.....6

９　事故発生時の対応.....7

１０ 医療との連携.....7

１１ 公正中立なケアマネジメントの確保.....7

１２ 虐待防止のための措置.....7

１３ 業務継続に向けた取り組み.....7

１４ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置.....8

１５ 身体的拘束等の原則禁止.....8

１６　第三者評価について.....8

１７　重要事項説明書の説明日.....11

居宅介護支援　重要事項説明書

令和８年６月１日現在

１　担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏　　名	金田　裕美

２　事業者（法人）の概要

事業者（法人）名	合同会社ななかまど
所在地	釧路市鶴野東四丁目２０番６号
連絡先	０１５４－６５－７８３８
代表者名	金田　裕美

３　居宅介護支援事業所の概要

（１）　事業所の所在地等

事業所名	ケアプランセンターななかまど
所在地	釧路市鶴野東四丁目２０番６号
連絡先	０１５４－６５－７８３８
事業所番号	０１７４１４２５８８
管理者名	金田　裕美

（２）　営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前９時～午後５時

※土曜日・日曜・祝日・お盆（8/13～8/16）・年末年始（12/30～1/3）は休み

（３）　職員体制

従業者の職種	人数	常勤	備考
主任介護支援専門員	1	1	管理業務兼務
介護支援専門員			
事務職員			

（４）　サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	釧路市（阿寒、音別エリアを除く）、釧路町（昆布森エリアを除く）

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4　事業の目的及び運営の方針

事　業　の　目　的	合同会社ななかまどが開設するケアプランセンターななかまど（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的としている。
運　営　の　方　針	①事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営む事ができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療及び福祉サービスが多様な事業者から総合的にかつ効果的に提供されるように支援を行います。 ②事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保健施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事がないよう、公正中立な業務に努めます。

5　居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

（1） 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも１月に１回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

（2） テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
□	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
□	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
□	2 月に 1 回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
□	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
□	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
□	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
□	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

（3） 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	● 救急車への同乗 ● 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援 ● 家事の代行業務 ● 直接の身体介護 ● 金銭管理

6　利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、**介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。**ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

（1）　居宅介護支援費（Ⅰ）

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護１・２	要介護３～５
居宅介護支援（ⅰ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者 45 件未満	10，860 円/月 （1、086 単位）	14，110 円/月 （1411 単位）
居宅介護支援（ⅱ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者 60 件未満	5、440 円/月 （544 単位）	7、040 円/月 （704 単位）
居宅介護支援（ⅲ） ※介護支援専門員1人あたりの利用者 60 件以上	3，260 円/月 （326 単位）	4，220 円/月 （422 単位）

（2）　加算

加算名称	料金（単位数）	算定要件
初回加算	3、000 円/月 （300 単位）	・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が２区分変更された場合
入院時情報連携加（Ⅰ）	2、500 円/月 （250 単位）	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合

入院時情報連携加算（Ⅱ）	2，000 円/月 （200 単位）	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 2.1%	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデーター連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

（3） その他

交　　通　　費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要な場合があります。
解　　約　　料	解約料は一切かかりません。

7　相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記窓口までご連絡ください。

（1） 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	金田　裕美
連　　絡　　先	０１５４－６５－７８３８

（2） その他の相談窓口

釧路市役所	所在地：釧路市黒金町７丁目５番地 電　話：０１５４－３１－４５９８ 担当課：介護高齢課
北海道国民健康保険団体連合会	所在地：札幌市中央区南２条西１４丁目　国保会館６階 電　話：０１１－２３１－５１７５
北海道庁　高齢者保健福祉課	所在地：札幌中央区北３条西６丁目　６階 電　話：０１１－２３１－４１１１

8　秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

９　事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

１０　医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

１１　公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
前６カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前６ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明します。

１２　虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

（１）　虐待防止委員会の開催

（２）　高齢者虐待防止のための指針の整備

（３）　虐待防止研修の実施

（４）　専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	金田　裕美

１３　業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

１４　感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

（１）　感染対策委員会の開催

（２）　感染症及びまん延防止のための指針の整備

（３）　感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

（４）　専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	金田　裕美

１５　身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

１６　第三者評価の実施について

第三者評価の実施は行っておりません。

１７　重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	令和　　年　　月　　日

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業者（法人）名	合同会社ななかまど
代　表　者　名	代表社員　金田　裕美
事　業　所　名	ケアプランセンターななかまど
説　明　者　氏　名	金田　裕美

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

（別途資料）　前 6 カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合等

事業所が前 6 ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は下記のとおりです。

（1）　集計期間

集計期間	令和　年　月１日　　から　　令和　年　月　日　　まで

（2）　前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス種別	利用割合（%）
訪問介護	%
通所介護	%
地域密着通所介護	%
福祉用具貸与	%

（3）　前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス利用	提供事業所名、割合（%）					
訪問介護		%		%		%
通所介護		%		%		%
地域密着型介護		%		%		%
福祉用具貸与		%		%		%